



<主な税制措置について、ご案内します。>

● 中小企業投資促進税制

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）または特別償却（30%）の適用を認める措置です。

※税額控除は、資本金 3,000 万円以下の中小企業者等に限ります。

概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和 5 年度改正による変更点

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除 資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数 500 トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要



●賃上げ促進税制のポイント

令和6年度より税制が改正され、制度の拡充・延長が行われます。

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

30年ぶりの高い水準の賃上げを一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現するため、賃上げ促進税制を強化する。

具体的には、中小企業向けについて、前例のない長期となる5年間の税額控除の繰越措置を創設することにより、赤字等の厳しい状況でも賃上げを行う中小企業を後押しする。また、雇用の「質」も上げる形での賃上げが促されるよう、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設する。その上で、租税特別措置の適用期間を3年間とする。

中小企業	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	※3	+1.5%	15%	+5%	10%	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%	上乗せ				

※3 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※8。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

【経済産業省HPより引用 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/index.html】→→→



「けんしん」補助金・助成金診断サービス 開催！！

“プロ目線”で企業さまに合った補助金・助成金を診断します。
(専門家:中小企業診断士/社会保険労務士)

**「けんしん」
補助金・助成金
診断サービス
を開催します！**

- 種類がたくさんあつて分からない
- 調べたいけど公算要領が複雑時間も無い！
- 気軽に聞ける専門家が同様にいない

令和6年1月～3月の
第3水曜日に開催します！

(※ただし、令和6年3月は19日(火)に開催)

■ 対象の方	雇用保険に加入している従業員を1名以上雇用している法人・個人事業主さま
■ 診断時間	40分
■ 診断方法	オンライン:ZOOM(ズーム)
■ ご予約	予約制(お取引店の担当者へご連絡ください。)
■ 料金	無料

本情報は、令和6年1月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら